

日本の置かれた現状と拉致・有事法制についての一考察

(日蓮宗現代宗教研究所嘱託)

石原 顕正

はじめに、個人的見解として

現代の家庭、社会の状況は、極めて深刻で、解決の方向すら望めない状況である。

マスコミは、競ってこれら報道を垂れ流し、評論家がこれまた他人事のようなコメントを並べ、茶の間の興味だけをかきたてている。

八年前の神戸での自然災害の惨事と時同じくして世間の注目を浴びたオウム事件も、一審が終わった。遺族関係者にとっては、この長い時間の経過は、とても辛い日々であつたらう。その後も急激な経済の失速は社会不安を増大し、治安の悪化は極限に到っている。

近年、朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致問題が、世間に衝撃を与える大問題としてとりあげられた。しかし本来癒されるべき当事者たちがつらい思いを続けてきたことを、私たち世間はどれだけ認識してきただろうか。連日の映像や活字の山は災害による哀れな被災者像、事件・事故による不幸とも言える被害者の姿をつくりあげ、一時的盛り上がりを見せる世間の関心は、「支援」という言葉や己の行為に酔っているかのように見受けられるのである。

メディアの発達により、全国どこにしても同時にリアルタイムに映像が送り込まれてくる。茶の間に居ながら実際の現場にいるかのような錯覚に陥り、世間の大半は、「対岸の火事」として自己の安全な立場を確認しつつ、時世の

話題として引用したり、真意のない論説を展開する有様である。当事者だけが、その苦しみや悲しみに耐え、傷ついた心を癒せというのだろうか。

社会と対峙することは、そこに関わるすべての人々との葛藤である。救済する立場においては、常に当事者との共有すべき理念とともに、そこに立場の隔たりを感じさせてはならない原則があると思われるのである。

同時多発テロによる影響

世界の冷戦終結から十年の間、国際政治にはさまざまな方向や未来が開かれているようにも見えた。国境の意味が薄れ、経済面での金融緩和がすすみ、共通のマーケットが新たな展開をみせた。環境破壊の問題も遅まきながら、地球規模での取り組みがはじまった。

それでも国際紛争はなくならなかったが、冷戦という国際関係を二分してきた権力や利権が変わり、これからは、より合理的で適切な方法で紛争にも対処できるのではないか、という期待が生まれた。何か新しい概念が生まれるという期待をも含みながら、「冷戦後」という言葉がどこでも使われるようになったのである。

二〇〇一年九月十一日、米国同時多発テロ事件とその後の展開が示す世界は一変した。想像もしない出来事に世界中が震撼し、同時に新たな世界情勢への局面へ導いてしまったのである。一大国の権勢が、同盟国や他の関係諸国までも巻き込み、世界がその決定に従う構図である。

湾岸戦争の時期には、紛争当事国への介入も今ほど露骨ではなく、国連決議による国際世論での支持を取り付ける気配りが見受けられ、あくまでもアメリカ一国の単独行動ではなく、「多国籍」軍によるものであった。

世界最強の軍事大国を自負するアメリカにとって、自国が攻撃され、多くの市民の犠牲を出した怒りと憎しみは、

テロ行為に対抗して戦争を起こす大義となり、テロに対する武力行使は、ほとんど直ちに、無条件の支持を世界各国から獲得することに至った。この反応はテロ行為としても九・一一事件が空前の規模による大量殺人であり、世界中がテロの脅威への潜在的被害者としての意識で一致していることによるものである。自由主義世界の平和を守り、一般市民への大量虐殺を容認できないという認識のために生まれた各国政府の支持であることは間違いない。

注目すべきはアメリカ政府と異なる政策、方法を採用する余地が世界中のほとんどの政府にはなかったのである。テロへの対抗には制裁もやむを得ないという現実主義ではなく、ワシントンに逆らう選択は非現実と考える政策判断が覗かれるのである。

かつて二〇〇二年一月、ブッシュ大統領は一般教書演説において、北朝鮮・イラン・イラク三国を「悪の枢軸」(evil axis)と表現し、これらの国が世界平和を脅かしていると非難した。

この背景には、アメリカ国内での社会通念や価値観がかなり盛り込まれていた。特に公式声明としては異例の、宗教的表現がみられる。テロとの戦いは宗教的寛容が必要であると述べ、「悲劇のうちにも…悲劇の時にこそ…神はそばにいる」と。

この闘争予告ともとられる世界メッセージに対し、名指しで「悪人」呼ばわりされた諸国の反発はいままでもないことであった。

映画「地獄の黙示録」で、あらゆる政策に優先した正義としての戦いが、「真の平和」への手段となるべきものかを問いかけていた。だが、その後の「インディペンデンス・デイ」ではアメリカそのものが攻撃の対象となり、侵略者から国民の命を守るために、全責任を担う大統領自身、為政者自らが人類の存亡をかけ邪悪な敵と戦っている。考えてみると、映画でも現実でも抑止ではなく戦闘行為による対抗手段が選択されている。

アメリカが第一次大戦に参戦する時にはルシタニア号の撃沈が、第二次大戦では真珠湾攻撃が決定的な役割を果た

すことになった。広島・長崎への原爆投下によって戦争が終わり、多くのアメリカ人の生命が救われたと、現在でもアメリカ人の多くが語るところである。

今日も、戦いの手段が対テロの名目で自国のための戦争として、圧倒的な支持のもとで、手段を選ぶことなく続いているのである。

日本の戦後五十年の歴史の歩みも、敗戦から復興期に憲法制定やあらゆる体制基盤の建て直しにより、自由主義国家として著しい経済発展をとげた。しかし近年、そのかげりとともに、先行き不透明な時代に陥り、社会不信や生活不安が増大していくばかりである。

悲惨な体験から平和への祈りが国民全体の願いとなり、「二度と戦争はしない」との誓いが受け継がれた。これまでも「島国経済大国」は直接的な外圧を受けることなく、世界経済に君臨してきた。それは、アメリカ統治が続いた賜物である。アメリカの傘の下での平和と自由であることに、改めて強く感じる時代になってくるのである。

ここで清沢洌（きよし）の『暗黒日記』（岩波文庫）が、太平洋戦争に対する当時の日本人の戦争への認識を克明に描いていたことに触れてみたい。

彼はリベラリストとして、日本が戦争へ道を選択したことに批判的な立場を貫いたことで有名である。言論統制下により、自由な物書きができないため、彼自身の「日記」を付けることで、戦後に当時の戦争の歴史を書くことを考えたのである。これは当時の状況下で、彼なりの自由な表現をあきらめざるを得なかった選択であり、抵抗とも考えられるのである。

自由を捨てる選択をせざるを得なかった内容こそ、そこには特別な意味があるはずである。明らかに清沢は、米軍の侵攻が「本土空襲」で自分たちの頭上に爆弾の雨が降り注ぐようになって「初めて」、日本国民は「戦争」の意味を実感し始めたと言いたいのである。逆にいえば、それまで日本の戦争はほぼすべて海を隔てた戦地で行われ、身近

に多くの戦没者が出ていたが、まだ、一般国民が直接生命の危機にさらされることはなかった。大半の国民は自分自身が傷つく恐れのない所で、新聞やラジオの戦勝報道に興奮し、領土や占領地を拡げていく「皇軍」の栄光を誇り、「大日本帝国」の一員であることに誇りさえ感じていた。しかし、現実には自分たちの頭上に爆弾が降ってくるということになれば、身近に戦争を恐怖として捉えなければならなくなっていた。

これ以後「日本国民」は、東京大空襲など各都市の無差別爆撃、沖縄占領、広島・長崎への原爆投下、ソ連参戦による「満州」崩壊の悲劇、シベリア抑留、内地引き上げの苦労など、戦後に知る悲惨な戦争「実害」を経験することになったのである。

このことは、今日の状況を考えた時、きわめて暗示的ではないだろうか。清沢の記述は、かつての日本国民もまた、自分たちが戦場での生死の恐怖、殺戮の修羅場の実態すら想像できずに戦時を過ごしていたことを伝えている。冒頭に述べたように、現代においても多くの日本人の社会の出来事（事件・事故・災害）を同じような感覚で捉えているのではないだろうか。

湾岸戦争をテレビの映像で見て、ゲーム感覚のように「ヤッター」と喜んだ高校生や、「北朝鮮なんかやつちゃえ」と叫んでいる若者たちがいた。これは、本質を考えずに安易に戦争を「讚美」し、ハイテク兵器遠隔操作による攻撃映像を「カッコ良さ」「羨ましさの衝動」としか考えられなかったことを如実に表現しているのではないだろうか。

さらに、清沢はこれほど戦争による悲しみを味わっても、日本国民が「本当に戦争に懲りたかどうか疑問だ」と書き記している。「結果はむしろ反対なのではないか」とさえ言っていることは、まさに戦争認識と同じく、現代社会の世相を見通しているかのようにも感じることができるのである。

「当分は戦争を嫌う気持ちが起ろうから、その間に正しい教育をしなくてはならぬ」とは、まるで今日の状況を予

見していたかのようなのである。先述のように、戦後しばらくの間は日本国民のなかに「戦争は嫌だ」、「戦争は怖い」といった「戦争を嫌う気持ち」が強く、それが改憲や国軍化への歯止めにもなっていたのかもしれない。しかし、時代は変わり、時間の経過とともに風化する事によって、今それが国民の頭から消えかけているようにも感じられる。「戦争は避けられない」という考えや、戦争の非日常性への憧れや、戦争そのものへの崇高さやヒロイズムを見い出すような感性さえ広がってきている。

清沢が予感したように、やはり日本国民は本当は戦争に懲りてはいなかったのだろうか。国民の大半が「戦争を嫌う気持ち」が存在している間に、非戦の思いを思想化し、体験世代から「戦争を知らない」世代へ確実に語り継ぐ必要があったのではないかと、痛感する今日である。

ではなぜ、九〇年代にはいつて軍事大国化の動きが出てきたのか。

九〇年代に入って日本の軍事大国化の動きが始まってからも、有事論が直ちに台頭したわけではなかった。これまでの小国主義的態度を変えて、軍事大国主義を追求するようになったその背景には何があったのであろうか。日本の保守政治の方向を転換させた背景には、二つの要因がある。ひとつは、世界の覇権国となったアメリカの強い要求であり、もうひとつは冷戦が終わって再び海外に目を向けだした日本の変化ではないだろうか。

覇権国アメリカの要請

まず第一の要因から考えてみよう。冷戦が終焉を迎え、ソ連や東欧圏での社会主義が崩壊したため、資本が自由に活動する市場圏は大きく拡大し、「世界」は初めて一つになった。冷戦時にアメリカや日本企業の活動できる市場は十億人であったのが、冷戦後は、ロシアや国際市場に積極的に取り組む中国、第三世界などを含め四十億以上に広

がったことである。先述のように、五十年代末から海外展開とグローバル化を強めていたアメリカなどの多国籍企業にとつては、こうした自由市場の全世界への拡大は長年の夢が実現したことになる。

ところが、冷戦期に自由な市場を脅かすとみなされたソ連や社会主義が崩壊したあと、新たに市場の安定を脅かす「敵」が現れた。それは相変わらず続く地域紛争であり、イラクや北朝鮮など地域の覇権を求める国家、さらにはグローバルイズムに反対するテロなどである。アメリカは「世界」の唯一覇権国として、こうした市場秩序を脅かす「敵」を鎮圧し、自由市場の安定と拡大のための「警察官の役割」を担う立場になった。

しかし、アメリカが単独で世界の市場秩序を軍事的に支えることは、とうてい無理なことであり、アメリカにもその気はなかった。アメリカは、冷戦後の世界の自由市場を拡大し維持するという政策に、ヨーロッパではNATO、アジア・太平洋地域では真つ先に日本を仲間に取り入れようとしたのである。とくに、依然として駐留国であり、世界第二の経済大国となった日本はアメリカの期待をさらに大きくするものである。

こうした戦略に呼応して、日本が米軍の作戦行動を後方支援するとなれば、当然有事法制は急がねばならなくなったのである。米軍の軍事行動を地方自治体や民間をも巻き込んでバックアップする態勢を整備・確保することは、緊急の課題となる。小泉内閣はいくつかの課題のなかから有事法を最優先課題とした背景には、こうしたアメリカのグローバルな軍事行動の進捗状況に類似しているのである。

有事法制を考える

これは、まさに戦争ができる準備をするための態勢づくりと考えられる。

これまでの背景から有事法制は、決して小泉内閣が主張するように、日本が「万一武力攻撃を受けた」際に対処す

るための「備えのための法制」ではないことが容易に理解できるのである。それは日本がアメリカのグローバル秩序維持のための軍事行動に追従して、他国に戦争をしかける際、地方自治体や民間企業を戦争に動員することを含んでいるものであるといえる。このことは戦後保守政権も長い間棚上げにしていた有事関連法制を、いきなり国会に出し、国民の意思を十分に尊重することなく、議員内閣制の仕組みを巧みに使って制定を急いだ理由として理解できるのである。

ここで注目すべき点を、二つだけ指摘しておきたいと思う。

第一に、国民向けには、この法案は日本が「外からの武力攻撃を受けたときに国民の安全を守るためのもの」といながら、アメリカの行う海外での軍事行動に日本が後方支援し、地方自治体や民間企業をも戦争に強制動員するという目的を実現するために、法案全体が二つの構成部分からつくられているという点である。

第一の構成部分は、日本が武力攻撃を受けた場合による自衛隊の行動の円滑化、軍事優先の集権的意思決定と執行体制を確立する法制である。

これに対して第二の構成部分は、アメリカの軍事行動に際して日本が全面的な後方支援をするために、「有事体制」を発動して民間企業・地方自治体の動員を確保するための法制である。日本が攻められたときの対処法制を規定した、第一の構成部分での内閣総理大臣の「総合調整」権、自治体や民間に対処措置の実行を命ずる「指示」権、それに従わない場合の代執行などの権限を定めている。これらが有事法案のいわば骨格の部分である。こうした規定を通じて、米軍の軍事行動への後方支援に自治体や民間を動員する仕組みがつくられていくのである。

イラク攻撃と有事法制

こうした日本国内での有事法制論議の最中、世界情勢はこの有事法制に関係のある重大な事態が進行してしまつた。アメリカによる対テロ・イラク攻撃であり、同時に同盟国・関係各国がアメリカの軍事行動を支持し、派兵協力に踏み切つた。そこに日朝平壤会谈開催と北朝鮮の核問題再開である。

まずアメリカのイラク攻撃は、ブッシュ政権の新戦略、市場拡大が露骨に表れたものと見る向きがかなり強い。ブッシュ政権になつてクリントン時代からの戦略の転換が行われつつあつたが、その中心は、グローバル秩序に対抗する恐れのある国家や集団を軍事力で潰すという経済面での戦略意図が指摘されている。まさに九・一一事件が引き金となり、「世界のテロ撲滅」「安全な自由世界」を掲げ、国内の景気の低迷など経済での好転が望めない市場からの支持もあり、ブッシュ政権の戦略は加速の度を増し、アメリカ国民に圧倒的支持を受ける大きな役割を果たした。

ブッシュのこうした戦略の対象として名指しされたのが、「悪の枢軸」であつたわけである。

こうした敵対する国家に対する専制攻撃に向けては、アメリカは沖縄など日本の兵站基地としての役割をフル動員する必要があり、その意味ではブッシュ新戦略は、日本への支援協力の証としての、有事法制化への要求を一層強めたといえる。さらに現状の法的解釈上、アメリカのイラク攻撃に日本が自衛隊を含め後方支援するためには、「イラク」新法が必要となり、テロ対策特措法が必要とされた。国際テロ組織のアルカイダにかかわる国家に対するアメリカの攻撃に対しては、これまでさんざんこだわつていた「周辺」にこだわらず、自衛隊の出動が可能としている。

しかしこれまでのアメリカの捜索にもかかわらず、イラクとアルカイダとの関連や、大量破壊兵器はいまだ発見されていない。そこで日本政府は、アメリカのイラク攻撃に際してはイラク新法制定をもにらみつつ、当面現行法の範囲内で後方支援する方法を決定した。しかし、過去に日本がイラクのタリバン政権攻撃時にも既存の政府解釈の枠を踏み破るような、対米支援の軍事行動をとつている事実を見れば、今回のイラク攻撃に対しては事実上既存のレベルを上回る支持や支援活動が求められることは不可避な立場であり、それが有事法制の緊急性を高めたことは間違い

ないと考えられるのである。

北朝鮮問題と有事法制との関わり

次に、二〇〇二年九月十七日に、にわかに行われた平壤での日朝首脳会談は、こうしたイラク攻撃や有事法制のめざす方向とは、ある意味異なる方向へと展開した。小泉首相が日朝首脳会談に踏み切った理由は、行き詰った外交上のパフォーマンスともとれる行動とも捉えられ、小泉首相は会談を決断実行することで、有事法制化など対米外交上、それまで日本がめざしていた行動とは逆の外交的方向への一步を踏み出してしまったのではないだろうか。

最大の焦点は、日朝間の交渉課題として、日本固有の問題であった「日本人拉致事件の真相解明」が世界中に事実として公表されたことである。

当時、北朝鮮に対するブッシュ政権構想は、イラク制圧に大半の軍事力を投入しなければならない状況にあり、当面は平和的態度を強調しているものの、「悪の枢軸」発言に見られるように、北の出方しだいによつては制裁として軍事的に決着をつけようという方向が強かった。むしろその時点でのアメリカの発言は、イラクとの二国同時作戦の回避のための判断といえる。それで、アメリカは北朝鮮に対しては、あくまで「経済支援の凍結」をちらつかせて強硬姿勢で臨み、武力攻撃の口実を確保し続けることで、最大の同盟国日本の抱えた「拉致被害者帰還」を支持するという方針をとった。しかし、考えてみるとアメリカのこれまでの政策遂行上にとつて、この時期での急激な日朝交渉進展は決して好ましいものではないと思われるのである。

これらの事態は、これまでの日本国内で有事法制化を推進してきた道と多少異なってきたのではないか。なぜなら、有事法制の当面の明確な対象が北朝鮮であるという、日米両者の共通した認識が垣間見られることも考えると、

米軍の北朝鮮攻撃を想定し、日本を戦争体制に動員することをめざす有事法制の道が、日朝平壤宣言のめざす日朝間での早期国交回復により懸案事項の平和的解決をめざすこととは、明らかに異なる事態になっていった、といえるのではないだろうか。

このことは、それまで凍結していた北との対話政策により、平和的に「拉致事件の真相を全面的に明らかにして、被害者を救出」を最大事とした日本の事情にある。さらに「拉致問題」のもう一つの当事国である韓国と連携強化、朝鮮半島の緊張緩和問題について中国と一層連帯、さらにはアジア諸国との一層の緊密化をはかる二つの構想が出てきたことから明らかである。

しかし北朝鮮をめぐる事態は、直接対話の道が再び閉ざされ、五人の帰国は実現したものの、その後の進展は見られない状況に至っている。北朝鮮の核開発再開発言とその後の一連の行動は、大きく揺さぶりをかける北朝鮮の発言を機に、日朝交渉の進展に危機感を高めていた日本の自民党内タカ派は、アメリカ政府の対日強硬策にも助けられながら、拉致問題と合わせて強烈な巻き返しに転じようとした。その結果、日朝交渉が大きな暗礁に乗り上げたばかりか、北朝鮮脅威論の大合唱の下に、「日本核武装論」、「TMO（ミサイル防衛）構想論」など、今まで口にできなかった軍事大国化発言が横行するに至っている。

こうした発言の延長上に、有事法制制定論や国家秘密法制定、集団的自衛権承認論などがあり、今や有事法制化実現への追い風となり、加速させていくこととなった。

このようにして、やっと重い腰を上げた日本政府の対応に、同じ日本人として憤りを感じるものである。時の政治方針は、「政治家のきまぐれ」と指摘する意見もあるように、なぜ長い間この問題が放置されてきたのか、原因を深く検証してみたいと思うのである。拉致とは、人の自由と時間を奪い、家族を引き裂く非人道的な行為であり、「強制的失踪」として国際的に非難される行為である。拉致の犠牲となった人々を救済することはもちろん、拉致の可能

性の高いとされている人々の消息、発見が最重要課題である。

ただ、この問題が日朝間で大きな歴史的背景を持つていることは周知のことである。朝鮮戦争の休戦協定は結ばれたものの、北朝鮮は未だに戦争態勢にあり、いわば「恒常的非常事態」の国であり、常に「敵」に包囲され、内部にテンションを維持させることで、全体主義的支配を維持している国家である。まさに「不安の政治化」(F・ノイマンによる)であり、独裁国家の取る典型的手法であることを、今一度強く認識すべきところである。

例えば、北朝鮮刑法(最高人民会議決定第二号)では、「敵側に逃亡する行為」や「敵を援助する行為」が七年以上の労働教化刑(情状により死刑―四七条)。一般刑法に「敵」が定められているので、「敵前逃亡罪」を処罰する陸軍刑法や海軍刑法と同じであろう。つまり、北朝鮮はまさに軍隊社会ということになる。そういう国を相手にしていることを踏まえる必要がある、一方的に強硬な態度をとつても、目的のためには手段を選ばない以上、問題の解決は困難である。今後、軍事的対決や経済封鎖などによる力の制裁は、一気に暴走する危険もはらんでいる。長期的に、粘りづよい対処が望まれるのである。

拉致事件という、いまでは「国民的事件」と化した出来事として、拉致犠牲者、被害者家族のこと細かな動静が、連日、テレビや新聞で報じられ、涙と感動と共感を絶やさないように仕組まれている現状で、遅々として進展のしない交渉態度は、政治的に敵対政策としての狙いもあるのではないかと思われるのである。その射程は拉致事件にとどまらず、同時に有事法制へ、そしてさらには憲法改憲論へと突き進んでいくのではないかと、不安を感じるものである。

今後の予測される事態について

このように、拉致事件と有事法制とは決して無関係ではないことを述べてきた。点と点が結びついて線を作り、線と線が面を作るように、拉致事件と有事法制は線を成し、面を形作っていく。先の国会で有事関連三法案（武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案）が可決し、継続審議となったメディア規制法案（個人情報保護法案、人権擁護法案）も、そして教育基本法改正の動きも、これら同一の線や面の上にある。有事法制の法制とは、法律と制度といいながら法律が点であるのに対し、制度とは面である。有事立法は制度という面なしには成り立たないのであり、しかもこの面は過去、現在、未来と言う時間を、従って、日本国民すべての時間を飲み込むことになりうるものである。

具体的には、私たちの日々のくらし、生活全般を覆うほどの広がりや密度をもつものである。にもかかわらず、相変らず国民の意識はそれほど高くないことに、将来への不安を感じざるをえない。さらに新聞等による意識調査でも、有事法制に対する賛成論は反対論を上回るほどの勢いがある。これは、その後の事態を予想することもしない日本人社会の「平和ボケ」ではすまされないのではないのか。

「備えあれば憂いなし」と小泉首相が繰り返す言葉に、大半の日本人は、「いつかある時、日本が外国から武力攻撃を受けるかもしれない。その時のために法的整備をしておくことがなぜ悪いのか」というのが有事法制制定黙認への理由となっているのではないだろうか。

そこではまるで、外国からの武力攻撃Ⅱ自然災害が発生した状況に似ている。現行自衛隊法に「災害派遣」の条項（八三条）があり、そこには天災地変その他の災害が起こったとき、自衛隊はやむを得ざる場合に自治体の要請を受けて、初めて部隊を派遣することができるのと定められている。武力攻撃事態法も同様で、日本が外部から武力攻撃を受けた際、自衛隊がどう対処すべきかが定められている。いずれの場合にも、将来のある時点で、重大な事態が発生するかも知れないという予測の上で、もしその仮定が現実のものとなった時、即時に超法規的行動がとれることをめ

ざしている。いわば点としての出来事（自然災害・武力攻撃）に対し、点としての法律で対処するために、日本が武力攻撃を受けてからの対応が定められている。

国民の生活に関したもののだけを拾い上げれば、被災者の救助や壊れた施設の復旧などとともに、地方公共団体および国民一人一人の協力義務、社会秩序の経時、輸送・通信の制限など、国民の基本的権利の制限を伴う措置が抽象的な言葉で書き連ねられている。

なかでも、無事（平時）を有事とすること。思想・良心・信仰の自由の統制は有事になれば強化されることであるが、それは、有事以前の自由主義が有事になってにわか統制され、有事が終われば無事解除となるというものではない。武力攻撃事態法はそれ自体で完結したものでないことはもちろん、メディア規制法などを含むその他の法体系の中で完結したものでない。会社組織や都市機能もさまざまな個別法からなる法体系で、これらはあくまでも法体系の中で完結しているように書かれ、一番心配される国民の心や道徳の領域に踏み込むなどということには少しも触れていないことが、かえって大きな不安材料となるのである。

しかし、有事法制は少し違うと思える。それが想定される攻撃に対する攻撃的部分の対応にとどまるのであれば、災害対策と同様に「有事」を「平時」から切り離すことができ、有事の可能性が低ければ平時の備えも軽くすることができるだろうが、しかしそうはなりえないところが有事法制の特質であるのである。有事法制が国家の形を時代の要請として変化した形で形成するという企てと絡みついたものであれば、有事の可能性が遠のけば遠のくだけ、平時の統制（平時の有事化）は永続するという心配も湧いてくるのである。五年後に予想された危機が十年後に延びたとしても、その統制は必ずしも解除されたり、停止するものでももちろんないわけである。

最近、自衛隊の情報公開を求めた人の個人リストづくりをしていたことが発覚したことは、記憶に新しいことである。今は、盗聴法も住基ネットもあり、私達の基本的な人権が登録化され、どこで行動が監視されているのかわからな

い。その反面、国民が知りたい情報は秘匿され、コントロールされ、世論操作が行われるようになっていくことも考えられる。法案には、電波の管制、制限も規定されている。具体的には、直接市民生活に損害が及ぶのは港湾・空港の軍事優先使用であり、さらに航路の変更や封鎖命令、漁業の制限、機雷投下が行われることもある。

たとえば、現在の日本の食糧自給率はカロリーベースで四割、穀物で二十五%である。外国からの食糧の輸入が止まれば、現在の北朝鮮の食糧事情よりも悪い状態になると試算されている。そして、国民生活よりも軍の維持と士気に優先権が与えられる社会では、軍関係の倉庫には食糧や物資があふれ、肝心な国民は飢えるという状況は過去の経験からしても必ず発生しうるであろう。原爆を受けた広島や敗戦直後の軍隊の倉庫を見て、国民は啞然とした事実。コメを送っても軍隊がとってしまうという話は、隣の国のことではなくなくなってしまっているのではないか。

愚かな歴史の繰り返しは断じて避けなければならない、と痛感しているところである。

ここまで、世界の中での日本のおかれている立場をいささか明らかにしながら、各問題点を検証してきた。やはり私たちは、仏教者としての立場を明らかにすべきであり、激動する世界との関わり、深刻化する国内でのさまざまな問題に対して、まず社会問題を研究項目として今後も取り組む姿勢は強く感じる。

総長諮問としてだけでなく、現宗研独自のテーマとして、今後も冷静な眼で分析や的確な情勢判断をしながら、適時に迅速な対応がとられるような仕組みが確立されることを強く望む。

最後に、日本とドイツの二人の実践的思想家の言葉を紹介する。まず、一九九二年二月に死去した久野収氏の熱い語りにも耳を傾けてみよう。

「軍事的安全保障を平和の前提と信じこむ『思考の惰性』は、政治的安全を平和の内容の表にとりいれる健康な思考様式にきりかえられなければならない。憲法の平和主義が原理として主張しているのは、このような健康な思考様式である。憲法の平和主義は、軍備のもたらす自殺過程のほうに賭けるよりも、政治的安全のもたらしかねない危険過

程のほうに賭けている。軍備のもたらす自殺過程は証明済みであると判断し、政治的安全のもたらしかねない危険過程は、未来にむかつての自己実験であると判断するのである。政治指導者はもちろん、われわれ国民も、このパスカルの賭けの意味を充分深くほりさげて、自覚する必要があるであろう。……

「現実主義」がこれこそ現実だというその現実が、じつは現実のぬけがらであり、現実主義者は過去の現実だけにこだわる意味で、うしろむきのユートピアン（空論主義者）であるかもしれないのである。

（久野収『平和の論理と戦争の論理』岩波書店）

ドイツの平和・人権運動家で法律家、市民のNGO組織「基本権と民主主義のための委員会」前代表のK・ヴァク氏。その彼が、一九九一年に湾岸戦争に反対して出版した『たたかう平和主義』（独文）の一節である。

政治は別の手段による戦争の高尚な継続である。戦争だけが誤っているのではない。政治が戦争に通ずる時、この政治は今も昔も誤っている。一九九〇年八月二日「イラクのクウェート侵攻」だけでない。一九九一年一月十七日「湾岸戦争開始」だけでない。その前から誤っていたのである。……政治は別の手段による戦争の高尚な継続だということをクリックベッツを読み替えて我々が確認する時、我々は、平和とは戦争が現実に存在しないこと以上のことを意味しているという事実と言及したかったのである。そして、我々は、政治過程が、国家内部の紛争も国家間の紛争も平和的手段によって解決されるように政治過程を組み立てることを主張したかったので。……この意味で、国家内部の政治も国家間の政治も民主的性格を必要とする。ローザ・ルクセンブルクが「自由とは常に、自分と違ったふうに考える人々の自由である」と述べたことは、社会内部だけでなく、社会間「国家間」でも必要である。……平和を欲するなら、それは平和的手段によって創出されねばならない。他の道はない。

今、私たちは、平和を実現するためには、あくまでも平和的手段に徹すること、人権の大切さを示すために決して

人権を侵すような手段を使つてはならないことを改めて確認したいと思うのである。

日米同盟の軍力は最強の攻撃力を持つてることが、世界中どここの戦う相手とも軍事力のバランスは、比較にならないほど日米側が大きいことを認識しているだろうか。私達は、この事実を知らながら有事を平然として見過ごしてもいいのだろうか。自分達が傷を負わなければ、何をしてもいいのか。決してそうであつてはならないと思う。攻撃をする方も、受ける方も、そこに生活する人々は同じ人間であり、老人も子どもも病人もいて、みな同じようにかけがえない命を生きている、そのかけがえない人生から命を奪い、希望を奪い去るようなことをしてはいけない。その事実こそ、私達がいつも心に刻んでいなくてはならない真実なのではないか。その真実を忘れないことが、戦争を防ぎ、有事法制を無用のものとする力になるのだと思う。

そのためには、ただ憲法を護るだけでなく、「再生」の道を示さなくてはならない。再生させるべきものは、憲法の平和主義である。この「平和」は、こちらが殺されないだけでなく、相手も殺さない平和、武力攻撃による被害を排除するだけでなく、加害の可能性を排除する平和である。武力によつて傷付くのは私達市民であり、老人や子供の命が犠牲になることも十分前提として再確認するべきである。

市民社会での平和主義の新たな徹底であり、戦争を前提とする法案を廃案にすることが先決である。対米主義だけでなく、日本のとりうる外交的選択肢の幅を世界に広げ、東アジアの安定した繁栄を、さらに地球的諸問題の解決に向かつての日本の大きな貢献の可能性を探るべきと考える。日本がどちらを選択するのか、自分自身を含めた未来を見据えることが肝心である。

選択の権利は、同時に選択の結果に対する責任を意味する。沈黙も一種の意思表示になるが、手遅れにならないような手立てが今こそ必要と考える。